

第239回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 令和4年12月23日（金） 午後3時～午後3時43分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 佐野克彦、田崎輝夫、木野綾子、小林みつぐ、藤井たかし、笠原こうぞう、うすい民男、星野あつし、はしぐち奈保、嶋村英次、関洋一、安村満里子、相原和彦、加藤政春、瓦井隆司、有川高利、横倉尚、川津亮、練馬消防署長（代理）、練馬警察署長（代理）
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 0人
- 6 議案
議案第486号（諮問第486号）東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）
議案第487号（諮問第487号）東京都市計画区域区分の変更（東京都決定）
議案第488号（諮問第488号）東京都市計画特別用途地区の変更（練馬区決定）
議案第489号（諮問第489号）東京都市計画高度地区の変更（練馬区決定）
議案第490号（諮問第490号）東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更（練馬区決定）
議案第491号（諮問第491号）東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）
〔補助230号線土支田・高松地区地区計画〕
議案第492号（諮問第492号）東京都市計画地区計画の変更（練馬区決定）
〔放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画〕
- 7 報告事項
報告事項1 補助第132号線の都市計画変更素案について
報告事項2 松山の森緑地の都市計画原案について
報告事項3 重点地区まちづくり計画の案について
〔補助233号線沿道地区〕

第239回都市計画審議会（令和4年12月23日）

○会長 皆様、本日は御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、第239回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○都市計画課長 初めに、本日の会の運営について申し上げます。

これまでと同様、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分図った上で実施してまいります。御発言の際は、マスクをつけたままでお願いいたします。幹事も同様にマスクをつけたままで御説明させていただきます。

また、本日につきましても、会の運営はできるだけ短い時間になるように努めてまいります。幹事からの説明は簡潔に行いたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、本日でございますが、住宅課長が所用により欠席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況を申し上げます。

ただ今の出席人数は20名でございます。当審議会の定足数は13名でございますので、本日の審議会は成立しております。

事務局からは以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、議事に移りたいと存じます。案件表のとおり進めたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

本日の案件は、議案が7件、報告事項が3件でございます。

本日は、案件が多くございますが、事務局からもお話がありましたとおり、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大防止のため、できるだけ短い時間となるよう進行したいと存じます。幹事におかれましては簡潔な説明を、委員の皆様におかれましても、会のスムーズな進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、議案第486号、東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）についてでございますが、こちらは、つぎに続きます議案第487号から議案第492号まで6件の議案と関連する議案になりますので、一括説明、一括質疑でお願いしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

○都市計画課長 それでは、私から議案第486号から492号までにつきまして、説明資料の①から⑤を用いまして御説明させていただきます。

説明資料①をお願いいたします。

用途地域等の一括変更の決定についてでございます。

東京都では、道路整備等が進みまして、用途地域等の基準となる地形地物が変化していることを受けて、都内の用途地域等を一括して変更することとしております。区は東京都からの依頼を受けまして、用途地域等の一括変更区案を作成し、東京都はこれを踏まえて用途地域および区域区分の都市計画案を作成したところでございます。

ついでには、東京都決定の都市計画でございます用途地域および区域区分ならびに区決定の都市計画でございます特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域、地区計画について、以下のとおり都市計画変更を行うものでございます。

2でございます。経過でございます。

令和3年の夏頃から素案に関する手続を進めてございます。7月11日号には、都市計画素案に関する区報の特集号を発行しております。また、7月から8月には素案に関する説明会を6回開催したところでございます。

これを受けて、秋に原案に関する手続を行ってございます。11月11日から12月2日まで都市計画の原案の公告・縦覧、意見書の受付を行いました。意見書の提出はございませんでした。

こうした経過を受け、令和4年3月に用途地域等の一括変更区案を東京都へ提出、9月に東京都は都市計画案を作成、10月には区決定都市計画について、東京都知事の協議を終えたところでございます。

この経過を受けまして、12月1日から15日に都市計画案の公告・縦覧、意見書の受付を行いました。練馬区に関わる意見書の提出等はございませんでした。

3でございます。都市計画の変更地区および概要についてでございます。

恐れ入ります。こちらにつきましては、説明資料②から⑤を用いて御説明させていただければと思います。説明資料2番をお願いいたします。

初めに、用途地域、区域区分、特別用途地区、高度地区、防火地域及び準防火地域に関する変更についてでございます。

資料の中央下段をお願いいたします。

凡例の欄でございますが、今回変更する地区数は22地区でございます。赤で示しているものが、地形地物の変化に伴うもので13地区でございます。黒で示しているのが、都市計画道路等の整備により用途を変える地区で3地区でございます。青で示しているのが、土地利用の実態に即した変更で2地区でございます。紫色で示しているのが、都市施設等の土地利用を誘導するための変更で1地区でございます。オレンジ色で示している地区が、低容積率に伴う変更でございまして3地区でございます。

地図上でお示ししている番号と、つぎの説明資料③でお示ししている変更箇所の番号が一致しておりますので、御参考にしていただければと思います。

説明資料③をお願いいたします。

こちらは、用途地域等の変更内容でございます。

変更箇所の番号が先ほど御説明した番号と一致しております。中央に変更箇所の図面、下段の表に変更箇所の住所、また変更前と変更後の計画内容をお示ししているものでございます。御確認をお願いいたします。

恐れ入ります。説明資料④をお願いできればと思います。

説明資料④でございます。こちらは地区計画の変更位置図でございます。

この地区計画の変更につきましては、ただ今説明しました用途地域等を変更することで、既存の地区計画の地区区分に齟齬が生じてしまうために、その整合を図るために地区計画の地区区分を変更するといった都市計画変更でございます。

変更箇所は2か所でございます。補助230号線土支田・高松地区地区計画および放射7号線西大泉・大泉学園町地区地区計画でございます。

説明資料⑤に詳細な内容をおつけしておりますので、こちらは御確認をお願いいたします。

恐れ入ります、説明資料①の2ページをお願いいたします。

本日付議させていただいております都市計画の議案でございますが、理由書、総括図、計画書、計画図をそれぞれ添付しております。少し分厚い形になっており、申し訳ありませんが、全て添付しておりますので、こちらも御確認をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

今後の予定でございます。

令和4年12月23日、本日でございますが、練馬区の都市計画審議会へ区決定の案件のものについて付議させていただいているところでございます。来年2月に東京都の都市計画審議会へ東京都決定の分の都市計画を付議した後に、来年4月に都市計画決定、告示を予定しているところでございます。

別添資料につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 時間がないところ申し訳ないんですけども、通し番号の11ページの変更概要というところ、これの2行目で面積が19.1ha、これ低容積率の変更の土支田二丁目と西大

泉一丁目、南大泉五、六丁目ですね。都市計画の在り方が区民の生活の向上という意味でいけば、容積率をたとえ10%と20%、この数字も大変貴重な財産および生活の糧になります。昨年の7月11日に区報の特集号が出て、もうはや1年数か月ですけれども、多分あまり意見書が提出されていなかったなということは、若干残念に思いますけれども、評価をしていた部分です。そういう声も静かな声として、私はこの地域、19.1ヘクタールというのも大変な面積ですから、過去の区画整理の在り方とか動きとか、いろいろ職員の皆さんにも思うところはあるかもしれませんが、結果としてこのような形にさせていただいたのは大変ありがたいことではないかと思っています。

あまり意見書は出ていなかったそうですけれども、ありがたかったなというような声は入っていないのでしょうか。

○都市計画課長 今、委員からお話があったのは、説明資料②で申し上げますと③、⑤、⑯の箇所が、建蔽率が40%、容積率が80%といったところで、いわゆる低い数値で抑えられていた地区でございます。練馬区の西側につきましては、区画整理をすべき区域という都市計画もかかっており、区画整理をしていきたいという方針もございました。その関係もあり、低容積率としていたところでございますが、周辺の都市基盤等が整備されてきたこと、周辺の建蔽率、容積率と比べて著しく低かったということなどから、以前から建蔽率、容積率を見直していただけないかという声は我々の方にいただいていたところがございます。こうした要望を受けて、今回、周辺と同様の建蔽率50、容積率100に変更していくといったものでございます。

以上でございます。

○委員 決定を受けた段階では、また区報の特集号とか組まれるんだろうと思いますので、その辺の周知というのは強くお願いしておきたいなと思います。

以上です。

○都市計画課長 こちらの都市計画が決定された暁には、区報等を通じた周知を考えていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 では、ほかに御発言がなければ、議案第486号から492号につきましてお諮りいたします。

議案第486号から492号につきましては、案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、そのように決定いたします。

これで、議案に関する審議は終わりました。

つぎに、報告事項に移ります。

報告事項1、補助第132号線の都市計画変更素案について説明をお願いいたします。

○交通企画課長 それでは、報告事項1、補助第132号線の都市計画変更素案について御報告いたします。

本件は、今後東京都におきまして都市計画手続が予定されており、改めて本審議会に諮問いたしますが、本日は事前に計画内容について委員の皆様にご説明するものです。資料として、1枚目に概要資料を、2枚目以降に東京都が作成したパンフレットを用意しましたので、それを用いて御説明いたします。

初めに、1、概要でございます。

東京都では、渋滞している交差点について、右折待ち車両による渋滞を緩和し、円滑な交通を確保することを目的とした交差点すいすいプランを策定しております。現在策定している第3次のプランでは、石神井小学校前に位置する交差点周辺が選定されており、今後整備を行っていく予定になっております。当該交差点周辺の一部には、補助第132号線

の都市計画の位置付けがあり、本都市計画と交差点すいすいプランの事業区域の整合性を図るため、都市計画の変更を行うものです。今回、東京都において変更素案を取りまとめたことから、手続に着手するものでございます。

初めに、交差点改良の内容について御説明いたします。

資料の5ページ、位置図を御覧ください。

赤色で囲われた箇所が、右下に拡大図を載せておりますが、交差点の改良を行う石神井小学校前の交差点となります。

資料の9ページ、交差点改良の整備イメージを御覧ください。

上段に現況の平面図、下段に整備計画が掲載されております。図の赤色の線が変更後の都市計画線を示しております。グレーで着色された部分が車道、緑色が歩道を示しております。この事業によりまして、交差点周辺の道路を拡幅し、東西の道路、旧早稲田通りの両側に右折車線を設置いたします。また、旧早稲田通りの北側に歩道を新設するとともに、南側についても歩道を拡幅いたします。この整備により、交差点周辺における右折待ち渋滞の緩和、歩行者の安全確保といった整備効果が期待されます。

資料の7ページ、左側の計画概要図を御覧ください。

破線が現在の都市計画線となっており、赤色で着色されている範囲が新たに都市計画に追加する区域、黄色は廃止する区域となっております。現在の都市計画では、南東側の敷地に大きくかかる線形となっておりますが、現在の交差点の形状に合わせる形で都市計画の変更を行うものになります。

1 ページにお戻りください。

2、都市計画素案の概要についてです。

(1)、延長につきましては、今回の交差点改良に合わせて、都市計画道路全体の延長が約6,650mから約6,660mとなり、約10m伸びます。

(2)ですが、道路の線形は、先ほど資料でお示ししたとおり、一部変更となります。

(3)の車線数につきましては、都市計画の変更の機会を捉えて車線数を決定することとし

ており、この都市計画道道路の一部区間で車線数を2車線と決定します。

2 ページをお開きください。

3、これまでの経過と今後の予定です。

都は、本年10月、関係権利者に対し、本素案について説明を実施しております。来年以降は都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付、都市計画審議会への付議などの都市計画手続を進める予定となっております。

報告事項1の説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する声なし)

○会長 特に御発言がなければ、報告事項1を終わります。

続きまして、報告事項2、松山の森緑地の都市計画原案について説明をお願いいたします。

○みどり推進課長 報告事項2の説明資料をお願いいたします。

松山の森緑地の都市計画原案について御説明いたします。

1、概要です。

石神井台8丁目にある松山憩いの森の一部、約0.24haの区域を、みどりのネットワーク形成および住環境の向上に資する重要な樹林地の保全を図るため、都市計画緑地に追加するものです。

2、都市計画の変更内容です。

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

東京都市計画緑地に松山の森緑地を追加いたします。種別は緑地、名称、位置、面積は記載のとおり、樹林地の保全を目的とする緑地となっております。

下段の新旧対照表ですけれども、記載の内容を新たに追加するものです。

5 ページをお願いいたします。

位置図になります。

富士街道の南側、石神井台小学校のすぐ北東に位置しております。

6 ページをお願いいたします。

計画図となっております。

緑色で囲った区域が今回計画変更区域として追加する区域となっております。

7 ページをお願いいたします。

現況写真となっております。

平成11年から松山憩いの森として地権者の方から使用貸借し、現在黄色の範囲を区民の皆様開放しております。今回は、権利者の方から都市計画緑地とする合意をいただいている緑色の区域を計画区域としております。緑色と黄色の差の部分につきましては、権利者の方による将来的な土地利用がまだ定まっていないということから、今回の都市計画区域には含めず、引き続き憩いの森として開放させていただくということを考えております。

恐れ入ります。1 ページにお戻りください。

3、今後の予定です。

本日の御報告の後、公告・縦覧、意見書の受付など都市計画の所定の手続を進めまして、順調にいけば来年6月に都市計画変更、告示の予定となっております。

なお、1月18日に原案の地元説明会を予定しております。

4、添付資料は記載のとおりでございます。お目通しいただければと思います。

5、その他、都市計画変更後、整備方針の優先整備区域として位置付ける手続を行います。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

説明は終わりました。

この件につきまして、御質問、御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 特に御発言がなければ、報告事項2を終わります。

引き続きまして、報告事項3、重点地区まちづくり計画の案について(補助233号線沿道地区)について説明をお願いいたします。

○大江戸線延伸推進課長 それでは、報告事項3、説明資料①をお願いいたします。

重点地区まちづくり計画の案について(補助233号線沿道地区)の御報告です。

初めに、概要です。

現在、本地区では、大江戸線延伸の導入区間である都市計画道路補助230号線と、これに接続する補助233号線の整備が進められています。区の都市計画マスタープランでは、補助233号線沿道について、周囲と調和の取れた建物の中層化を目指すとし、補助230号線沿道については、まちの利便性の向上や沿道市街地の形成に取り組むとしています。

また、都の防災都市づくり推進計画では、補助230号線から補助233号線に続く一般延焼遮断帯が指定されています。

補助233号線整備に伴い、土地利用の変化が見込まれ、適切な土地利用の誘導が必要となることから、道路の整備に合わせて、一体的かつ総合的にまちづくりを進めるため、練馬区まちづくり条例に基づき、重点地区まちづくり計画を策定するものです。

ここで、恐れ入ります、21ページをお願いいたします。

まちづくり条例で、区が都市計画マスタープラン等の計画などに基づき、重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進めようとする際に、地区住民の意向を反映させながら重点地区まちづくり計画を策定し、区民や事業者と協力してまちづくりを行うための手続を定めたもので、その手続の流れを示したフロー図になります。

右側、計画を定めることができる地区の④大規模な公共施設の整備とともに一体的・総

合的な整備が必要な地区に該当するもので、大規模な公共施設の整備は補助233号線の整備になります。この流れに従い、計画策定を進めています。

恐れ入ります。1ページにお戻りください。

対象区域は、大泉町三丁目、大泉学園町四丁目、七丁目および八丁目の約47.9ha。

名称は、補助233号線沿道地区重点地区まちづくり計画です。

添付資料として、重点地区まちづくり計画の案の理由書、区域図、計画案本編、手続の流れ、現地航空写真、現況写真、練馬区都市計画審議会まちづくり・提案担当部会の答申文の写しをそれぞれ記載のページに、説明資料②として、計画案の概要版をつけています。

恐れ入ります、2ページをお願いいたします。

これまでの経過および今後の予定です。

この地区では、平成30年12月からまちづくり準備会を開催し、平成31年2月の重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定後、令和元年7月にまちづくり協議会を設立し、検討を進め、令和3年7月に協議会から区へまちづくり提言が提出されました。これを受け、重点地区まちづくり計画素案のたたき台を取りまとめ、アンケートを行い、今年7月、重点地区まちづくり計画素案を作成しました。8月には素案説明会で地域の皆様から御意見を伺い、原案を作成し、10月にまちづくり・提案担当部会で意見を聴取し、案を作成したところです。

今後の予定として、本日都市計画審議会に案を報告した後、案の公表・縦覧、説明会の開催等、所定の手続を進め、令和5年3月に都市計画審議会での意見を聴取し、4月の計画決定、公表の予定でございます。

3ページをお願いいたします。

案の理由書で、名称、理由は1ページ、2ページの内容と同様ですので省略いたします。

4ページをお願いいたします。

区域図で、網かけ部分が約47.9haの対象区域です。

5ページから19ページの重点地区まちづくり計画案につきましては、主に説明資料②の

概要版により御説明させていただき、こちらの本編の詳細につきましては、後ほど確認をお願いいたします。

説明資料②、概要版をお願いいたします。

まず、左上、補助233号線沿道地区の現況は、先ほど御説明した概要と同じですので省略いたします。

その右側、まちづくりの目標です。地区の現状を踏まえ、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導による生活利便性の向上のほか、災害に強い生活環境の形成、安全で快適な暮らしを支える交通環境の形成、みどり資源の活用と公園緑地等の整備、みどり豊かで良好な住環境の維持の五つとしています。

その下、五つの目標に向けたまちづくりの課題と方針として、目標に対応した1から5の項目、それぞれの左側の課題に対し、右側に方針の主なものを記載しています。

1の土地利用につきましては、都市計画道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導などの課題に対して、地区内を特性に応じて用途地域などを参考に、右のまちづくり構想図に示す黄色の補助233号線・230号線沿道地区、オレンジ色の長久保通り沿道地区、薄いオレンジ色の越後山通り・別荘橋通り沿道地区、水色の住宅地区の四つの地区に区分し、地区ごとにそれぞれの路線の特性に応じた街並みの形成、みどり豊かなゆとりある住環境の形成などを方針として記載しています。

2の防災・防犯については、災害時の延焼拡大や避難・救助・消防活動への対策などの課題に対して、沿道建物の不燃化を促進、幅員6 m以上の道路空間の確保、生け垣の設置、街路灯の設置や防犯意識の啓発など、方針として記載しています。

3の道路・交通については、道路ネットワークの強化、住宅地内の通過交通の抑制や見通しの悪い交差点の解消などの課題に対して、都市計画道路や生活幹線道路を骨格とした道路ネットワークの形成、都市計画道路の早期整備の要請、主要な区画道路の拡幅、隅切り、見通し空地の設置など、方針として記載しています。

4のみどり・公園については、身近な公園の不足やみどり豊かな住環境の維持などの課

題に対して、公園緑地等の整備やみどりの保全・活用、補助233号線整備に合わせたみどり豊かな空間の創出を要請など、方針として記載しています。

5の住環境・コミュニティについては、住宅地としてのブランドの活用、地域コミュニティの維持の課題に対して、まちの魅力を住民と行政等が連携し地区内外に発信、商店街や町会の催しなどによる地域の人々の交流促進などを方針として記載しています。

右上の図は、まちづくり構想図で、重点地区まちづくり計画の区域、計画に定める四つの土地利用の地区区分、現状の公園等や生産緑地、都市計画道路や生活幹線道路、主要な区画道路を記載したものです。まちづくりの目標に向けたまちづくりの方針を地図に反映しており、これにつきましては、まちづくり構想図として説明資料①、原案本編15ページを御覧ください。

まちづくり構想図では、土地利用など五つの方針に示す各項目について、左上、黄色に網かけした黒枠内に記載のように、黄色の四角、建築物や都市基盤のつくり方をルール化して実現を目指すもの、青色の丸、住民・事業者・行政等が協働して実現を目指すもの、緑色のひし形、行政等が中心となり実現を目指すものに分類し、地区全域や各地区区分、補助233号線・230号線の整備、それぞれの枠に記載しています。

17ページをお願いいたします。

まちづくりの実現に向けてでは、まず、この項の趣旨、まちづくりの目標と方針の実現に向け、地域の皆様とその取組などについて協議・検討し、住民・事業者・行政等が協働して進めていくことを記載しています。

(1) 良好なまちを形成するルールづくりでは、地区の特性にふさわしい良好な住環境を守るためには、建物の建て方や道路などの配置についてルールづくりが必要であり、そのルールの内容は、協議会をはじめ、地域住民の皆様と協議しながら検討を進めていくこと。

あわせて、①から18ページの④までに、敷地面積の制限、垣・柵の構造制限、角敷地における隅切りの設置、道路空間の確保をルールの事例として記載しています。

18ページの（２）道路事業者への働きかけでは、自動車交通の円滑化のみならず、まちづくりなど、様々なものに資する都市計画道路の早期整備とみどり豊かな空間の実現を、事業者である東京都に働きかけていくこと、（３）まちづくりの推進体制では、住民・事業者・行政等が協働して進めていくことを記載しています。

19ページをお願いいたします。

まちづくりの進め方を記載しています。

先ほど、これまでの経過および今後の予定で御説明した重点地区まちづくり計画の決定後、こちらのフロー図では青色の塗りつぶしの部分になりますが、令和5年度以降、まちづくりを実現するための手法、地区計画などの検討を地区の皆様と共に行い、所定の手続によりルールとして決定し、まちづくりの実現を目指すというものでございます。

なお、22ページの現地航空写真、23ページの現況写真、25ページのまちづくり・提案担当部会の答申文の写しにつきましては、後ほど御確認をお願いいたします。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

説明は終わりました。

本件につきましては、令和4年10月開催のまちづくり提案担当部会で審議していただいております。部会長を務めていただいております田崎副会長から、ただ今の説明につきまして、何か補足等がございましたらお願いいたします。

○副会長 幾つか補完をさせていただければと思います。

皆様のお手元の報告事項3の説明資料の概要版、A3の横の資料を御覧いただき、右のところに絵が描いてあるのですが、その絵を御覧になりながら説明をさせていただきます。

まず、全体の部会の認識として、補助230号線側に大江戸線が入ってくる計画になっています。入ってくる前に、現状ではこの辺りは非常に閑静な地域ですが、大江戸線が入ってくる前に、きちんと地元の意見を聞いて、まちづくりの考え方を決めておこうというのは非常に重要な計画であるという認識をしております。

それから、この計画の中核というのが、道路が大きく入っているのですが、道路の周りからまちができていくということなので、これも計画の中心として妥当な考え方だろうというのが、今、答申文の前に大きな話として認識したところです。

この3点についていろいろ書いてあるのですが、今日の審議会の皆さんへの御報告と区へのお願いとして、一つにまとめますと、この補助233号線と補助230号線というのは、少し細かく見ると、道路としては少し役割が違うところがあるのかなという意見がありました。なぜかという、補助230号線側は大江戸線の導入空間です。一方で、補助233号線の方は南北で、新座等、埼玉の方からの南北交通が出てくるところなので、補助230号線と補助233号線が同じ役割ではないだろうと。

この概要説明の中では、土地利用のところに、補助233号線・補助230号線沿線とまとめて書いていただいている、無論間違いではないのですが、やはり少しこの二つの道路の役割の違いみたいなものを、これから区と地元の住民の皆さんが話し合う中で、区の方からももう少し細かい説明をされたらどうだろうか。その中で非常に大事なものは、この道路整備の事業者は東京都で、練馬区ではないんですね。都から情報をもらわないといけないのかなという意見が多かったのですが、地下鉄が入ってきたときに、車の流れとか人の流れが多分変わるだろうねと。それを併せて区の考えを地元によく話して、地元の皆さんからも意見を聞いた上で、横断歩道はどの辺にできるのとか、横断歩道の形ってどんなものなのかという話を、道路の事業者の東京都と地元の皆さんとの間に入って調整をしていただいた方がいいだろうというのが、この3番のところですよ。

それから、2番のところ、若干建築制限の議論が出てきているのですが、地下鉄が入ってくれば、当然人の流れもここに集まってくるだろうと。それから、車も増えるだろうと。あとは、防災とか安全の点を考えていくと、一定の建築制限の議論というのは、やらざるを得ないだろう。ただ、そのときも、最初にお話をしたこの二つの道路の役割、それから地下鉄が入ってきたときの車や人の流れがどう変わるか、これをよく地元の方に御説明をしていただいた方がいいし、逆にそういうことをきちんと御説明をされれば、やはり

防災とか安全とか、児童の通学路とか、いろんな点でやはり一定の地元の方には非常に御負担をかけるわけですけれども、一定の制約等について意見交換ができる素地ができやすいんじゃないのかと、そういう意味でこの3点をお書きしたわけです。

ですから、少し表現が硬くなってしまっているのですが、ここに書いた内容の概要というのは、今申し上げた点でございます。

私の方からの補足説明は以上です。

○会長 田崎部会長、ありがとうございました。

では、委員の皆様から、本件につきまして御質問や御意見がありましたら、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

特にございませんか。よろしいですか。

(発言する声なし)

○会長 特に御発言がないようですので、報告事項3を終わります。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。

最後に事務局から連絡がございます。

○都市計画課長 次回の都市計画審議会の日程について御案内させていただければと思います。

次回につきましては、令和5年3月16日木曜日、午後3時からを予定しているところでございます。予定していただければありがたいと存じます。

案件につきましては、都市計画道路の補助線街路の計画変更などを予定しているところでございます。開催通知につきましては、改めてお送りいたします。よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 ありがとうございました。

これで本日の都市計画審議会を終わります。

皆様、御協力ありがとうございました。